

「市第78号議案 公立大学法人横浜市立大学の定款の変更」及び  
「市第79号議案 公立大学法人横浜市立大学が保有する重要な財産の横浜市  
への納付の認可」について

## 1 趣旨

本市が公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という）に対して出資した土地の一部について、本年5月に、法人から横浜市長あてに地方独立行政法人法第6条第4項及び同法第42条の2の規定により不要財産として納付（返納）認可の申請がありました。

本件2議案は、この財産の本市への納付の認可を第79号議案として、また、法人の定款上の当該土地に関する記載の削除を第78号議案として提出するものです。

## 2 経緯

本件土地は、大学が、法人化以前の昭和40年代から学生寮用地として使用していましたが、平成21年6月に、建物の老朽化・耐震対策の必要性、また周辺の住居環境の変化などの総合的な判断から廃止を決定し、平成22年9月に閉鎖しました。

本市では、平成23年2月市会で関連議案の議決をいただいております。その時点では、法律上不要財産の納付（返納）についての規定がありませんでしたが、平成25年6月の地方独立行政法人法改正（平成26年4月1日施行）により、不要財産の納付（返納）について規定され、手続が整備されました。

## 3 土地の所在地及び面積

- ①（旧男子寮用地）所在地 金沢区六浦東一丁目49番6号  
面積 727.27 m<sup>2</sup>
- ②（旧女子寮用地）所在地 金沢区柳町16番4号  
面積 661.16 m<sup>2</sup>

### 《位置図》



#### 4 法人が不要となった出資財産を設立団体へ返還するための手続き

横浜市長が納付の認可を行うにあたっては、

##### ① 法人評価委員会の意見聴取

(平成 26 年 5 月 13 日に実施し、「認可することは適当」との意見をいただいています。)

##### ② 市会の議決

が必要になります。

また、定款の変更にあたっては、市会の議決を経て、市長が、総務大臣及び文部科学大臣あて定款変更の認可申請を行います。

#### 5 返還土地の活用方法について

用途廃止施設のより迅速かつ効率的・効果的な活用検討を行うことを目的とした「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に沿って、関係局区と調整を行い、検討していきます。

#### 6 参考法令等

##### ○地方独立行政法人法（抜粋）

###### 第 6 条

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第 42 条の 2 の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

###### 第 8 条

2 定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

###### 第 42 条の 2

地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（以下この条において「出資等団体」という。）に納付するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

###### 第 80 条

公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。

##### ○公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第 6 条第 4 項に規定する重要な財産を定める条例

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第 6 条第 4 項に規定する重要な財産については、この条例の定めるところによる。

第 2 条 法第 6 条第 4 項に規定する条例で定める重要な財産は、横浜市からの出資又は支出に係るもの（法第 42 条の規定による支出に係るものを除く。）とする。